

2026年6月24日

各位

会社名 夢 展 望 株 式 会 社
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 津 田 茂 寿
 (コード：3185東証グロース市場)
 問合せ先 常務執行役員管理本部長 今 浦 史 尊
 (TEL. 072-761-9293)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるR I Z A Pグループ株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
 (2026年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
R I Z A Pグループ株式会社	親会社	45.37	—	45.37	証券会員制法人 札幌証券取引所アンビシャス

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社とR I Z A Pグループ株式会社とは、2015年2月12日付で資本業務提携契約を締結し、2015年3月31日付でR I Z A Pグループ株式会社（当時の商号は健康コーポレーション株式会社）は当社の親会社となりました。詳細については、2015年2月12日付「資本業務提携、第三者割当による新株式の発行、主要株主、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動、決算期（事業年度の末日）、発行可能株式総数、取締役の任期及び目的の変更に関する定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

同社との人的関係につきましては、2026年3月31日時点において、同社の使用人1名が当社の取締役を兼務しておりますが、当社の独自性を確保し自律的な内部統制システムの整備を図り、意思決定を行っております。

(役員の兼務状況)

(2026年3月31日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役会長	塩田 徹	R I Z A Pグループ株式会社 専務取締役 専務取締役 事業・管理全般・R I Z A P統括管掌 R I Z A P株式会社 取締役 R I Z A Pビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長	R I Z A Pグループ株式会社において営業部門を含めた経営全般に携わっており、当社グループの経営判断・意思決定の過程でその知識と経験に基づいた助言・提言を当社の

	R I Z A P テクノロジーズ株式会社 代表取締役会長 R I Z A P インベストメント株式会社 代表取締役会長 健康コミュニケーションズ株式会社 取締役 B R U N O 株式会社 代表取締役社長執行役員 C E O M R K ホールディングス株式会社 取締役会長 S D エンターテイメント株式会社 取締役 R E X T 株式会社 代表取締役会長 兼 社長執行役員 R E X T H o l d i n g s 株式会社 代表取締役会長 兼 社長執行役員 株式会社サンケイリビング新聞社 取締役 株式会社ジャパングヤルズ 取締役会長	経営に反映していただけると判断したためであります。
--	---	---------------------------

3. 支配株主等との取引に関する事項

(2026年3月31日現在)

取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
資金の貸付	—	関係会社短期貸付金	200,000
資金の回収	100,000	資金の回収	—
資金の借入	—	関係会社短期借入金	1,100,000
その他の資本性金融商品の払込	—	関係会社長期借入金	880,000
利息の受取(注1)	18,334	未収収益	—
利息の支払い(注2)	55,150	未払費用	150
株主優待関連費用(注3)	32,836	—	—

(注)1 R I Z A P グループ株式会社への貸付利率は、当社の借入利率が 5% に対し、貸付利率は 8% であり、当社の資金繰りを無視して貸付を求められるものではないという契約内容となっており、極度額での契約となるため、R I Z A P グループ株式会社への機動的な貸付も可能となるため、適切であると判断しております。

2 当社は、R I Z A P グループ株式会社より資金の借入を行っております。借入金利は、第三者からの低利での借入は現実的ではないので、5% という借入利率について適切な水準であると判断しております。

3 株主優待関連費用につきましては、使用実績に基づき負担しているものであります。



4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めております。

以上